

障害福祉サービス等

障がい者の特性やニーズにあわせて、さまざまなサービスを組み合わせることで日常生活や社会生活を支援します。



種別	サービス名	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問系サービス	居宅介護	人／月	16	18	19
		時間／月	156	175	185
	同行援護	人／月	2	2	3
		時間／月	17	17	26
	行動援護	人／月	3	3	3
		時間／月	12	12	12
日中活動系サービス	生活介護	人／月	62	63	63
		人日／月	1,141	1,160	1,160
	自立訓練（生活訓練）	人／月	3	3	3
		人日／月	42	42	42
	就労移行支援	人／月	2	2	3
		人日／月	37	37	55
	就労継続支援（A型）	人／月	25	26	27
		人日／月	463	481	500
	就労継続支援（B型）	人／月	22	22	22
		人日／月	366	366	366
居住系サービス	就労定着支援	人／月	1	1	1
	療養介護	人／月	0	1	1
	短期入所（福祉型）	人／月	6	8	10
		人日／月	21	28	35
相談支援	施設入所支援	人／月	23	23	22
	共同生活援助	人／月	15	16	17
	計画相談支援	人／月	27	28	28
	地域移行支援	人／月	1	1	1
	地域定着支援	人／月	1	1	1

種別	サービス名	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児通所支援	児童発達支援	人／月	3	4	4
		人日／月	17	23	23
	医療型児童発達支援	人／月	0	0	0
		人日／月	0	0	0
	放課後等デイサービス	人／月	20	21	22
		人日／月	220	231	242
	保育所等訪問支援	人／月	0	0	1
		人日／月	0	0	5
	障害児相談支援	人／月	5	6	7

障害児通所支援等

日常生活や集団生活のために必要な訓練などにより、障がい児の発達や自立を支援します。



第6期御嵩町障がい福祉計画・第2期御嵩町障がい児福祉計画 概要版
令和3年3月
発行 御嵩町 編集 福祉課
〒505-0192
岐阜県可児郡御嵩町御嵩 1239 番地 1
TEL 0574-67-2111 FAX 0574-67-1875
URL <https://www.town.mitake.lg.jp/>

概要版

第6期御嵩町障がい福祉計画・第2期御嵩町障がい児福祉計画

障がい福祉計画・障がい児福祉計画



障がい福祉計画・障がい児福祉計画は、障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定支援、地域生活を支えるサービス提供体制の整備、地域共生社会の実現に向けた取組などに配慮して、障害福祉サービス等の提供体制の確保に取り組むための指針となる計画です。

法的な根拠 この計画は、障害者総合支援法第88条に規定する市町村障害福祉計画および児童福祉法第33条の20に規定する市町村障害児福祉計画です。

計画の期間 令和3年度～令和5年度の3年間です。

基本理念

障がい者支えあいプラン “誰もが理解しあい ともに支えあう やさしいまち みたけ”

前計画は、障害者基本法に規定する「市町村障害者計画」と一体的にした「障がい者支えあいプラン」として、障がい者施策を総合的に推進するための基本計画としました。

本計画では、前計画と同様に、障がい者が地域で安心して暮らすため、理解の促進や切れ目のない支援を実現することで、誰もが理解しあい、身近な地域でともに支えあう共生社会を目指しています。そこで、本計画においても、前計画の基本理念を継承し、障がいの有無にかかわらず、住み慣れた家庭や地域の中で安心して暮らすことのできるまちを目指します。

誰もが理解しあい ともに支えあう
やさしいまち みたけ

町の現状



療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持つ人の割合が増えてきています。

区 分	平成27年度	令和元年度	増減
人 口	18,797 人	18,296 人	△501 人
身体障害者手帳	870 人 (4.63%)	792 人 (4.33%)	△0.3 ポイント
療 育 手 帳	154 人 (0.82%)	172 人 (0.94%)	+0.12 ポイント
精神障害者保健福祉手帳	153 人 (0.81%)	176 人 (0.96%)	+0.15 ポイント

成果目標

施設入所者の地域生活への移行

- 令和5年度末時点で、令和元年度施設入所者の6%以上が地域生活へ移行する。
- 令和5年度末時点の施設入所者を令和元年度から1.6%以上削減する。

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの機能について検討する。
- 精神障がい者の家族に対する支援の充実に向け、保健、医療、福祉関係者の協議の場を活用し、検討を進める。

地域生活支援拠点等が有する機能の充実

- 地域生活支援拠点等の面的整備を推進し、参加事業所の増加を目指す。
- 地域生活支援拠点等の面的な体制強化と、その運用状況の検証・検討を年1回以上行える体制を構築する。

福祉施設から一般就労への移行等

- 令和5年度の一般就労移行者数が令和元年度実績の1.27倍以上を達成する。
- 令和5年度の一般就労移行者数の7割が就労定着支援事業を利用する。
- 令和5年度に就労定着率8割以上の就労定着支援事業所が全体の7割以上となる。

《成果目標》

- 施設入所者数 23人 → 22人
- 地域生活への移行者 2人
- 施設入所者の削減数 1人

《活動指標》

- 保健、医療、福祉による協議の開催回数 10回
- 協議の場への参加者 30人
- 協議の場における目標設定・評価回数 10回
- 精神障がい者の地域移行支援 1人
- 精神障がい者の地域定着支援 1人
- 精神障がい者の共同生活援助 4人
- 精神障がい者の自立生活援助 1人

《成果目標》

- 地域生活支援拠点等の数 1か所
- 運用状況の検証、検討の回数 年1回

《成果目標》

- 就労移行支援事業等からの一般就労移行者 5人
- 就労移行支援事業利用者 1人
- 就労継続支援A型事業利用者 3人
- 就労継続支援B型事業利用者 1人
- 就労定着支援事業利用者 4人
- 就労定着率8割以上の事業所 事業所誘致の際は指導、助言を行う。

障がい児支援の提供体制の整備等

- 児童発達支援センターを確保する。
- 保育所等訪問支援の体制を構築する。
- 重症心身障がい児対応事業所を確保する。
- 医療的ケア児のための協議の場を設置する。
- 医療的ケア児に関するコーディネーターを配置する。

相談支援体制の充実・強化等

- 総合的・専門的な相談支援を実施する。
- 地域の相談支援事業者支援を実施する。
- 相談機関の支援の機会を確保する。

障害福祉サービス等の質の向上

- 岐阜県等が実施する研修等へ職員が参加する。
- 審査支払システム等による審査結果の分析・共有する体制を構築する。

《成果目標》

- 児童発達支援センター 1か所
- 保育所等訪問支援の利用体制の構築
- 重症心身障がい児支援事業所 中濃圏域で1か所
- 医療的ケア児のための協議の場の設置
- 医療的ケア児に関するコーディネーターの配置

《活動指標》

- 支援プログラムの受講者 1人
- ペアレントメンターの人数 1人
- ピアサポート活動への参加人数 1人

《成果目標》

- 基幹相談支援センターを引き続き設置する。
- 相談支援事業者への指導・助言回数 年10回
- 相談支援事業者の人材育成支援回数 年10回
- 地域の相談機関との連携強化 年10回

《成果目標》

- 障害福祉サービス等に係る研修参加者 1人
- 審査結果を分析、共有する会議 年1回

サービス等の見込み

地域生活支援事業

地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により、法律上実施すべき必須事業に加え、地域の状況や障がい者のニーズに基づいて、必要な事業を実施します。



サービス名	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	無	無	有
自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	有
障害者相談支援事業	実施箇所	7	7	7
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	無	無	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	有
成年後見制度利用支援事業	実利用者数	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	有
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用件数	8	10	10
日常生活用具給付等事業	給付件数	469	469	469
手話奉仕員養成研修事業	講習修了者数	3	3	3
移動支援事業	実利用者数	6	6	6
	利用時間数	440	440	440
地域活動支援センター	箇所(町外)	3	3	3
	延べ利用者数	700	700	700
訪問入浴事業	実利用者数	1	1	1
日中一時支援事業	実利用者数	25	28	28